

しくら訪問看護ステーション

重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 池慶会
主たる事業所の所在地	福井県越前市今宿町8-1
代表者名	理事長 池端幸彦
電話番号	0778-23-0150

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	しくら訪問看護ステーション
指定番号	福井県 1860390051号
所在地	越前市今宿町8-1
電話番号	0778-21-5555
サービス提供地域	越前市、南越前町、越前町

3. 事業の目的

医療法人 池慶会（以下「法人」という。）が設置するしくら指定訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師及びその他の従業者（以下「看護師等」という）が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。

4. 運営の方針

- （1）ステーションは、訪問看護を提供することにより、家族における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとします。
- （2）ステーションは、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとします。
- （3）ステーションは、事業の運営にあたって関係市町村の保健・医療・福祉連携会議、在宅介護支援センター等を活用し、市町村及び他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

5. ご利用事業所の職員体制

職 種	合計人数	常 勤	非 常 勤	兼 務
看 護 師	3	1	1	1
准 看 護 師				
理学療法士	1			1
作業療法士	2			2
言語聴覚士				
事 務 員				

6. 営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	月曜日から金曜日：午前8時30分～午後5時30分 土曜日：午前8時30分～午後0時30分

※ 上記営業日、営業時間以外は応相談

7. 訪問看護の内容

ステーションの訪問看護内容は次のとおりです。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の交換・管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

看護師は、訪問看護計画を作成し目標や内容について利用者および利用者の家族に説明し、同意を得るとともに訪問看護計画書を交付します。その実施状況や評価についても説明を行います。

理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに行うものである。

8. 利用料

指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、市町村より決められた負担割合の額とする。

9. 通常の事業の実施地域

越前市、南越前町、越前町の区域とする。

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

協力医療機関	医療機関の名称	医療法人 池慶会 池端病院
	院長名	池端 幸彦
	所在地	越前市今宿町8-1
	電話番号	0778-23-0150
	診療科	外科,内科,胃腸科、小児科、眼科、整形外科 皮膚科、リハビリテーション科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	無し
	契約の概要	当事業者と病院は同一法人

11. 秘密保持と個人情報保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供する上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、予

め、文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料が必要な場合は利用者負担となります。）

1 2.身体拘束等の禁止

（1）事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

（2）事業所は身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます。

①身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を1月に1回以上開催するとともにその結果について従業員へ周知徹底の実施。

②身体拘束等の適正化のための指針の整備

③従業員に対し身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施。

1 3.虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者

管理者 井上 祐一

②成年後見制度の利用を支援します。

③虐待防止のための指針や苦情解決体制を整備しています。

④従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 4.衛生及び感染症対策

（1）事業者は、従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います

（2）事業所における感染症の予防及びまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね 1 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者へ周知徹底の実施

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び定期的な訓練の実施。

1 5.業務継続計画の策定等

（１）事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的実現するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

（２）事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとします。

（３）事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 6.ハラスメント防止対策に関する事項

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

1 7. 事故発生時の対応

事故発生時の対応は次のようにします。

（１）事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅 介護支援事業者等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

（２）事故の状況及び事故に際してとった処置については記録します。

（３）賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

1 8. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

◎しくら訪問看護ステーション

管理者 井上 祐一

電話番号 0 7 7 8 - 2 1 - 5 5 5 5

◎ 福井県国民健康保険団体連合会

電話番号 0776-57-1614

◎ 越前市役所市民福祉部長寿福祉課

電話番号 0778-22-3715

◎ 南越前町保健福祉課

電話番号 0778-47-8009

◎ 越前町介護福祉課

電話番号 0778-34-8715

処理体制・手順

処理体制 利用者及び家族からの苦情に対しては、迅速かつ適切な対応をします。

- 手順
- ① 利用者からの苦情受付
 - ② 当事者からの事実確認
 - ③ 改善策を検討し、利用者に掲示
 - ④ 利用者から理解が得られない場合は、再び関係者で改善策を検討し、利用者に掲示
 - ⑤ 同じ苦情が出ないように、事業所内で徹底

その他

利用者からの苦情に対して、市町村並びに国保連合会からの調査に協力し、指導または助言に従って必要な改善を行います。

災害等（台風、地震、大雪、豪雨等）があった場合には、訪問出来ないことも

あります。

「しくら訪問看護ステーション」

重要事項説明書

【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定訪問看護サービスの提供開始に当たり、本書面に基づいてサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

(事業所)	所在地	越前市今宿町8-1
	名 称	しくら訪問看護ステーション

説明者 (印)

私は、本書面に基づいてサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意いたします。

(利用者) 住 所
氏 名

(利用者の家族)

住 所

氏 名

④